

# 鋼船規則

## 鋼船規則検査要領

GF 編

低引火点燃料船

鋼船規則 GF 編  
鋼船規則検査要領 GF 編

2022 年 第 1 回 一部改正  
2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 30 号 / 達 第 16 号  
2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議  
2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

# 鋼船規則

GF 編

低引火点燃料船

規則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 30 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2022年6月30日 規則 第30号  
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## GF 編 低引火点燃料船

### 改正その1

## 12章 防爆

### 12.4 危険場所 (IGF コード 12.4)

12.4.2 を次のように改める。

#### 12.4.2 危険場所の分類\*

適切な電気機器の選択と適切な電気設備の設計を可能にするため、危険場所は、~~12.5の~~  
~~規定に従って~~0種危険場所、1種危険場所及び2種危険場所に分類される。分類については、12.5の規定も確認すること。

### 附 則 (改正その1)

1. この規則は、2022年6月30日から施行する。



表 GF7.2 を次のように改める。

表 GF7.2 設計温度が、0°Cより低く、-55°Cまでの燃料タンク、プロセス用圧力容器及び二次防壁用の板、形材及び鍛造品<sup>(1)</sup>。ただし、最大厚さ 25 mm とする<sup>(2)</sup>。

化学成分及び熱処理： 炭素マンガン鋼（アルミニウム処理による細粒キルド鋼とすること） 化学成分（溶鋼分析）				
C	M <sub>n</sub>	S <sub>i</sub>	S	P
0.16%以下 <sup>(3)</sup>	0.7~1.60%	0.10~0.50%	0.025%以下	0.025%以下
任意の添加元素：合金成分及び細粒化用元素は、一般的に下記による。				
N <sub>i</sub>	C <sub>r</sub>	M <sub>0</sub>	C <sub>u</sub>	N <sub>b</sub>
0.80%以下	0.25%以下	0.08%以下	0.35%以下	0.05%以下
V	0.10%以下			
アルミニウムの全含有量は 0.02%以上（酸可溶性アルミニウムの場合は 0.015%以上）とする。 焼ならし又は焼入れ焼戻し <sup>(4)</sup> 。				
引張及び衝撃試験要件				
試験頻度：				
板	ピースごとに試験			
形材及び鍛造品	ロットごとに試験			
機械的性質：				
引張特性	規格最小降伏応力は、410 N/mm <sup>2</sup> を超えないこと <sup>(5)</sup>			
じん性（Vノッチシャルピー衝撃試験）：				
板	横方向試験片，最小平均吸収エネルギー値（KV）27J			
形材及び鍛造品	縦方向試験片，最小平均吸収エネルギー値（KV）41J			
試験温度	設計温度より 5°C低い温度又は-20°Cのうち低い方			

注

- (1) 鍛造品に対する V ノッチシャルピー衝撃試験及び化学成分の要件は、本会の特別に定めるところによる。
- (2) 厚さが 25 mm を超える材料の V ノッチシャルピー衝撃試験は、次のように実施されなければならない。

材厚 (mm)	試験温度 (°C)
25 < t ≤ 30	設計温度より 10°C低い温度又は-20°Cのうち、いずれか低い方
30 < t ≤ 35	設計温度より 15°C低い温度又は-20°Cのうち、いずれか低い方
35 < t ≤ 40	設計温度より 20°C低い温度
40 < t	本会の特別に定めるところによる
独立型タンクタイプ C 及びプロセス用圧力容器の場合	
40 < t ≤ 50	設計温度より 5°C低い温度又は-20°Cのうち、いずれか低い方
50 < t	本会の特別に定めるところによる
独立型タンクタイプ C 以外の燃料タンクの場合	
40 < t ≤ 45	設計温度より 25°C低い温度
45 < t ≤ 50	設計温度より 30°C低い温度
50 < t	本会の特別に定めるところによる

最小平均吸収エネルギー値は、試験片の寸法に応じて、表に定められた値以上としなければならない。

溶接後、熱的応力除去が完全に行われるタンク及びタンクの部品の材料は、設計温度より 5°C低い温度又は-20°Cのうちいずれか低い方で試験をする。

熱的応力除去が行われる補強材及びその他の付着品の試験温度は、隣接したタンクの板の厚さに応じて要求される温度と同じでなければならない。

厚さが 40 mm を超える場合、V ノッチシャルピー試験片は 16.2.2-2 の規定に加え、鋼材の表面から厚さの 1/2 の箇所と試験片の中心線とが一致するように採取しなければならない。ただし、K 編 3.1 及び 3.8 に規定する船体用圧延鋼材及び海洋構造物用高張力圧延鋼材は除く。

厚さが 40 mm を超え 50 mm 以下の鋼材を独立型タンクタイプ C 及びプロセス用圧力容器に適用する場合は、溶接後熱処理を実施しなければならない。代替措置により溶接後熱処理を省略する場合は本会の承認を得なければならない。

- (3) 設計温度が-40°Cか又はこれより高い場合、本会の承認を得たときは、炭素含有量を、0.18%まで増加することができる。
- (4) 代替として、温度制御圧延又は TMCP を用いることができる。
- (5) 本会は、410 N/mm<sup>2</sup> を超える規格最小降伏応力を有する材料を特別に承認することがある。これらの材料に対し、溶接

部及び熱影響部の硬さに特に注意を払わなければならない。

(備考)

試験温度が-60℃又はそれより低い材料で、その厚さが 25 mm を超えるものに対し、特別に処理された鋼又は表 GF7.3 に従った鋼が必要である。

表 GF7.3 を次のように改める。

表 GF7.3 設計温度が $-55^{\circ}\text{C}$ より低く、 $-165^{\circ}\text{C}$ <sup>(2)</sup>までの燃料タンク、二次防壁及びプロセス用圧力容器用の板、型材及び鍛造品<sup>(1)</sup>。ただし、最大厚さ  $25\text{ mm}$ <sup>(3),(4)</sup>とする。

最低設計温度 (°C)	化学成分 <sup>(5)</sup> 及び熱処理	衝撃試験温度 (°C)
-60	1.5%ニッケル鋼 - 焼ならし、焼ならし後焼戻し、焼入れ焼戻し又は TMCP <sup>(6)</sup>	-65
-65	2.25%ニッケル鋼 - 焼ならし、焼ならし後焼戻し、焼入れ焼戻し又は TMCP <sup>(6),(7)</sup>	-70
-90	3.5%ニッケル鋼 - 焼ならし、焼ならし後焼戻し、焼入れ焼戻し又は TMCP <sup>(6),(7)</sup>	-95
-105	5%ニッケル鋼 - 焼ならし、焼ならし後焼戻し又は焼入れ焼戻し <sup>(6),(7),(8)</sup>	-110
-165	9%ニッケル鋼 - 2回焼ならし後焼戻し又は焼入れ焼戻し <sup>(6)</sup>	-196
-165	オーステナイト系ステンレス鋼 - 例, 304, 304L, 316, 316L, 321 及び 347 タイプ, 固溶化処理 <sup>(9)</sup>	-196
-165	アルミニウム合金 <sup>(10)</sup> - 例, 5083 タイプ 焼なまし	要求せず
-165	オーステナイト $F_e-N_i$ 合金 (36%ニッケル鋼) 承認された熱処理	要求せず

引張及び衝撃試験要件  
試験頻度:  
板 ピースごとに試験  
型材及び鍛造品 ロットごとに試験  
じん性 (Vノッチシャルピー衝撃試験) :  
板 横方向試験片, 最小平均吸収エネルギー値 (KV) 27J  
型材及び鍛造品 縦方向試験片, 最小平均吸収エネルギー値 (KV) 41J

注

- (1) 限界で使用する鍛造品の衝撃試験の規定は、本会の適当と認めるところによる。
- (2) 設計温度が $-165^{\circ}\text{C}$ より低い場合の要件は、特別に本会の承認を得なければならない。
- (3) 厚さが  $25\text{ mm}$  を超える  $1.5\%N_i$ ,  $2.25\%N_i$ ,  $3.5\%N_i$  及び  $5\%N_i$  鋼については、衝撃試験を次のように実施しなければならない。

材厚 (mm)	試験温度 (°C)
$25 < t \leq 30$	設計温度より $10^{\circ}\text{C}$ 低い温度
$30 < t \leq 35$	設計温度より $15^{\circ}\text{C}$ 低い温度
$35 < t \leq 40$	設計温度より $20^{\circ}\text{C}$ 低い温度
$40 < t \leq 45$	設計温度より $25^{\circ}\text{C}$ 低い温度
$45 < t \leq 50$	設計温度より $30^{\circ}\text{C}$ 低い温度

いかなる場合にも、試験温度は、表 GF7.3 に示す温度よりも高いものであってはならない。

最小平均吸収エネルギー値は、試験片の寸法に応じて、表に定められた値以上としなければならない。厚さ  $40\text{ mm}$  以上の材料については、最小平均吸収エネルギー値を特に考慮しなければならない。

厚さが  $40\text{ mm}$  を超える場合、Vノッチシャルピー試験片は **16.2.2-2** の規定に加え、鋼材の表面から厚さの  $1/2$  の箇所と試験片の中心線とが一致するように採取しなければならない。

- (4) 厚さ  $25\text{ mm}$  を超える  $9\%N_i$  鋼、オーステナイト系ステンレス鋼及びアルミニウム合金の使用については、本会の適当と認めるところによる。
- (5) 化学成分は、本会が適当と認める基準に従ったものでなければならない。
- (6) TMCP により製造された  $N_i$  鋼は本会の適当と認めるところによる。
- (7) 焼入れ焼戻し鋼は、特に本会の承認を得て、さらに低い設計温度に対して使用することができる。
- (8) 特別な熱処理をした  $5\%N_i$  鋼 (例えば 3 回熱処理したもの) は、衝撃試験を  $-196^{\circ}\text{C}$  で行う場合に限り、本会の特別な承認を得て  $-165^{\circ}\text{C}$  までの設計温度に対して使用することができる。
- (9) 衝撃試験は、本会の承認を得て省略することができる。
- (10) 5083 タイプ以外のアルミニウム合金については、じん性を確認するための試験を要求することがある。

## 附 則 (改正その2)

1. この規則は、2022年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

## 11章 火災安全

### 11.7 火災探知及び警報装置 (IGF コード 11.7)

#### 11.7.1 一般\*

-3.として次の1項を加える。

-1. **R 編 29 章**の規定に適合する固定式火災探知警報装置を、燃料が貯蔵されているホールドスペース、タンクコネクションスペースへの通風トランク及びタンクコネクションスペース内並びに火災のおそれのあるすべてのガス燃料システムの設置区域に備えなければならない。

-2. (省略)

-3. 前-1.に規定する固定式火災探知警報装置は、本会が適当と認めるものでなければならない。

#### 附 則 (改正その3)

1. この規則は、2022年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 鋼船規則検査要領

GF 編

低引火点燃料船

要  
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022年6月30日 達 第16号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## GF 編 低引火点燃料船

### 改正その1

## GF12 防爆

### GF12.4 危険場所

-1.から-3.として次の3項を加える。

-1. 二元燃料機関及びガス専焼機関のガス噴射弁の分類に関して、規則 GF 編 12.4 に規定する危険場所の分類に関連する規格に従ったリスク評価は、規則 GF 編 12.5 に掲げる危険場所の例示と同等のものとして適用可能な手段とする。ここで、当該規格とは、次に掲げるものをいう。

(1) IEC 60092-502

(2) IEC 60079-10-1

-2. 規則 GF 編 12.4 は、二元燃料機関及びガス専焼機関のガス噴射弁を分類する際の手法となる。追加の安全措置や前-1.にいうリスク評価が実施されない場合には、規則 GF 編 12.5 に掲げる例示による。

-3. 規則 GF 編 12.4.2 の適用に際しては、規則 H 編 4 章の該当規定にも適合すること。

GF12.4.2 を削る。

### ~~GF12.4.2 危険場所の分類~~

~~規則 GF 編 12.4.2 を適用する場合には、規則 H 編 4 章の該当規定にも適合すること。~~

GF12.5 を次のように改める。

### GF12.5 危険場所の分類

規則 GF 編 12.5 の適用に際しては、GF12.4-1.及び-2.に留意すること。

#### GF12.5.2 1種危険場所

-1. 計器及び電気機器は、1種危険場所で使用できるものとする。

-2. タイプ C タンクの燃料貯蔵ホールドスペースは、通常、1種危険場所とみなされないが、詳細な危険場所の分類については、次による。

(1) すべての潜在的な漏洩源がタンクコネクションスペースにあり、かつ、いかなる危

険場所へも交通を有しない燃料貯蔵ホールドスペースは、非危険場所とみなす。

- (2) タンクコネクションスペースへのボルト締めを有する燃料貯蔵ホールドスペースは、2種危険場所とみなす。
- (3) タンクコネクション等の潜在的な漏洩源が含まれる燃料貯蔵ホールドスペースは、1種危険場所とみなす。

-3. 規則 GF 編 12.5.2(3)の適用上、1種危険場所には、燃料タンクハッチ、開放甲板上の燃料タンクの見張り開口又は測深管及びガス蒸気排出口から 3 m 以内のすべての場所を含む。

### **GF12.5.3 2種危険場所**

計器及び電気機器は、2種危険場所で使用できるものとする。

#### 附 則 (改正その1)

- 1. この達は、2022年6月30日から施行する。

## GF7 材料及び燃料管装置

### GF7.4 材料に関する要件

#### GF7.4.1 金属材料

-1.及び-3.を次のように改める。

-1. 規則 GF 編表 GF7.1 の規定の適用上、次の(1)から(43)に示すところによること。

- (1) 本表の脚注(1)に示す縦及びスパイラル溶接管の使用は、規則 K 編 4 章の関連規定に定めるところによる。
- (2) 本表の脚注(1)に示す付着品については、設計圧力が 3 MPa 未満、設計温度が 0°C 以上の独立型タンクタイプ C 及びプロセス用圧力容器の付着品であって、呼び径が 100 A 未満のものについては、JIS 規格又は本会が適当と認める規格に適合したものとする事ができる。
- (3) 本表脚注(4)に示す焼ならしに対する代替としての制御圧延は、温度制御圧延又は TMCP とすることができる。また、焼入れ焼もどしの代替としての制御圧延は、TMCP とすることができる。

~~(4) 板厚が 40 mm を超え 50 mm までの材料については、衝撃試験の試験温度を 30°C とする。~~

-2. (省略)

-3. 規則 GF 編表 GF7.3 の適用上、次の(1)から(4)に示すところによること。

- (1) 本表の脚注(2)に示す-165°Cより低い設計温度での使用について、5083 タイプのアルミニウム合金、オーステナイト系ステンレス鋼、36%Ni 鋼及び 9%Ni 鋼は、-196°C の設計温度で使用して差し支えない。
- (2) 本表の脚注(4)に示す材料に関し、厚さ 25 mm を超え 40 mm まで以下の 9%Ni 鋼にあっては、厚さ 25 mm 以下の 9%Ni 鋼に対する規定を適用する。
- (3) 本表の脚注(5)に示す化学成分の規格値は、規則 K 編に定める材料について、同編の関連規定の定めるところによる。
- (4) 本表の脚注(9)に示す衝撃試験の省略は、本表に掲げるタイプのオーステナイト系ステンレス鋼について、一般的に認められる。

## 附 則 (改正その2)

1. この達は、2022年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

## GF11 火災安全

GF11.7 として次の1節を加える。

### **GF11.7 火災探知及び警報装置**

#### **GF11.7.1 一般**

規則 GF 編 11.7.1-3.でいう「本会が適当と認めるもの」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの
- (2) 船舶安全法第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

### 附 則（改正その3）

1. この達は、2022年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附属書3 高圧ガス燃料機関に関する検査要領

### 2章 高圧ガス燃料機関の構造及び設備

#### 2.3 安全装置

##### 2.3.2 爆発に対する保護

-1.を次のように改める。

- 1. クランク室には規則D編 ~~2.4.3~~表 D2.45に従って承認された形式の逃し弁を設けること。

#### 附 則（改正その4）

1. この達は、2022年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった往復動内燃機関にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附属書4 低圧ガス燃料機関に関する検査要領

### 2章 低圧ガス燃料機関の構造及び設備

#### 2.4 付属設備

##### 2.4.4 ガス燃料管

-5.(5)を次のように改める。

-5. 低圧ガス燃料機関に付属するガス管にあつては、次の(1)から(5)の規定にもよること。

((1)から(4)は省略)

(5) ガス噴射弁

ガス噴射弁は承認された安全形とし、また、以下にもよること。

((a)から(c)は省略)

(d) ただし、ガス噴射弁が、予定する危険場所での使用について承認されたものでない場合、それらが当該危険場所での使用に適していることを示す資料を提出すること。資料と分析は *IEC 60079-10-1:2015* 又は *IEC 60092-502:1999* に基づくこと。

#### 附 則 (改正その5)

1. この達は、2022年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれにも該当しないガス燃料機関にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 施行日以降に使用承認の申込みのあったガス燃料機関
  - (2) 施行日以降に使用承認の更新を行うガス燃料機関